

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴

う関係条例の整備に関する条例

(特別職等の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 特別職等の退職手当に関する条例(昭和三十四年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別職の退職手当に関する条例

第一条中「副知事」の下に「、教育長」を加え、「、常勤の監査委員及び教育長」を「及び常勤の監査委員」に、「特別職等」を「特別職」に改める。

第二条第一項中「特別職等」を「特別職」に改め、「(教育長については、教育委員としての任期満了とする。)」を削り、同条第二項中「特別職等」を「特別職」に改め、同項第三号中「病院事業の管理者及び教育長」を「教育長及び病院事業の管理者」に改め、同条第四項中「(教育長については、教育長に任命された日とする。)」を削る。

第三条中「特別職等」を「特別職」に改める。

第四条第一項中「特別職等」を「特別職」に改め、同項第二号中「、同法第二十八条第四項の規定による失職(同法第十六条第五号に該当する場合に限る。)」を削り、同条第二項及び第三項第二号中「特別職等」を「特別職」に改める。

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第二条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和五十年広島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「教育長に任命された教育委員会の委員、」を削る。

別表第二中

教育委員会			
委員		委員長	
月額	日額	月額	日額
一一七、〇〇〇円	一一、二〇〇円	一一二、〇〇〇円	一一、四〇〇円

を

教育委員会	
委員	
月額	一一七、〇〇〇円
日額	二二、二〇〇円

に改める。

別表第三(一)の表中

九三三、〇〇〇円を超えない範囲内において、任命権者が定める(教育長にあっては、教育委員会が知事と協議して定める)額

を

九三三、〇〇〇円を超えない範囲内において、任命権者が定める額

に改める。

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第三条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十二年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号中「本項中」を「この項及び次項において」に改め、同項第六号中「第十六条第一項に規定する教育長及び同法第十九条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同項中第二十号を第二十一号とし、第十三号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十条第一項に規定する教育長

第一条第四項第二号イ中「第十六条第一項に規定する教育長及び同法第十九条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同号中リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第

十六条第一項に規定する教育長

(広島県教育委員会の委員の数を定める条例の一部改正)

第四条 広島県教育委員会の委員の数を定める条例(平成十一年広島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「六人」を「五人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(知事等の給与の特例に関する条例の一部改正)

2 知事等の給与の特例に関する条例(平成二十二年広島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「特別職等の退職手当に関する条例」を「特別職の退職手当に関する条例」に改める。